## 陳 情 文 書 表

受理番号	陳 情 第 113 号
件名	委員会に付託しない議会運営委員会の誤った陳情処理の是正を求 めることについて
要 旨	新潟市は1兆円近い債務を抱え、財政状態は危機的状況下にあります。 この債務は毎年100億円を返済しても100年もかかる膨大な借金で、この財政状態では財政の立て直しこそが急務であり、税金の無駄遣いができない状態です。 このような状況下で議会の果たす役割と責任は、重大なものがあります。 日本国憲法第16条は、民意を広く行政に反映させるため国民の権利として、公の機関に対し請願(陳情)することが認められており、請願(陳情)は民主主義の根幹であります。 しかしながら、新潟市議会はこの原則を無視し、請願(陳情)を担当委員会に付託せず、原則を踏みにじり議会運営委員会で水子地蔵にし、国民の権利を剝奪しています。 相撲に例えれば、行司がみずからまわしを締めて相撲をとり、おのれに勝ち名乗り上げるに等しい滑稽な茶番劇を演じている議会運営委員会であり、12月議会の小生の「政務活動費の中止を求める陳情」「議員の議会内の発言取り消しに伴う関係者に対する謝罪を求める陳情について」はまさに議会ルールを逸脱した暴挙です。議会の中になぜ委員会があるのかを考えていただき、委員会に付託しない議会運営委員会の誤った陳情処理の是正を求め、衷心より陳情いたします。
付 年月日 委員会	平成 29 年 2 月 17 日 議会運営委員会
受 理	平成 29 年 2 月 8 日 第 6 5 1 号